

解体工事業登録のための要件と申請方法について

(この文章において「法」とは、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(＝建設リサイクル法)」を指す。)

1. 登録のための要件

(1) 登録が拒否される事由(法第24条第1項)

以下の登録拒否事由に該当する場合、解体工事業の登録はできません。

1) 解体工事業の登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
2) 解体工事業の登録を取り消された法人において、その処分のあった日前30日以内にその解体工事業者の役員であった者で、その処分のあった日から2年を経過しないもの
3) 解体工事業の事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
4) 建設リサイクル法又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
6) 法人で、その役員のうち上記1～5のいずれかに該当する者がいるとき
7) 解体工事業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が上記1～6のいずれかに該当するとき
8) 技術管理者(法第31条に規定する者)を選任していない者
9) 上記5でいう暴力団員等がその事業活動を支配する者

また、登録拒否事由に該当していなくとも、申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているときは、その登録が拒否されます。

(2) 技術管理者の選任(法第31条)

○解体工事を適正に施工し、分別解体・再資源化等を効果的かつ適切に実施するために、解体工事業者は、工作物の構造・使用資材、状況に応じた解体工法の選定等について必要最低限の知識・技術等を確保する必要があります(法第30条第1項)。このため、建設リサイクル法では、解体工事業者の登録の要件として、一定の知識・技術を保有したものを技術管理者として選任することを定めています(法第31条)。

○解体工事業者は単に技術管理者を選任するだけでなく、個別の解体工事の施行に当たり、技術管理者に施工の技術上の管理をさせ、技術管理者の監督の下で施工をさせなければならず（法第32条）、このための体制を確保する必要があります。

○法第31条により選任する技術管理者は、次のA～Eまでのいずれかの基準を満たす必要があります。

A 次のいずれかに該当する者

学歴の該当	必要とする実務経験年数
1) 大学で土木工学等 ¹ に関する学科を修めて卒業した者	卒業後、解体工事に関し2年以上の実務経験
2) 高等専門学校で土木工学等に関する学科を修めて卒業したもの	
3) 高等学校で土木工学等に関する学科を修めて卒業した者	卒業後、解体工事に関し4年以上の実務経験
4) 中等教育学校 ² で土木工学等に関する学科を修めて卒業した者	
5) 上記以外	解体工事に関し8年以上の実務経験

¹ 「土木工学等」とは、土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。)、建築学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科をいう。以下同じ。

² 「中等教育学校」とは、いわゆる中高一貫教育で、卒業後は高等学校卒業と同等となる学校のことをいう。

B 次のいずれかの資格を有する者

資格の名称	根拠法令
6) 1級建設機械施工技士	建設業法の定めによるもの
7) 2級建設機械施工技士 (種別「第1種」又は「第2種」)	
8) 1級土木施工管理技士	
9) 2級土木施工管理技士 (種別「土木」)	
10) 1級建築施工管理技士	
11) 2級建築施工管理技士 (種別「建築」又は「躯体」)	
12) 1級建築士	建築士法の定めによるもの
13) 2級建築士	
14) 1級のとび又はとび工の技能検定に合格した者	職業能力開発促進法の定めによるもの
15) 2級のとび又はとび工の技能検定に合格した後、解体工事に関し1年以上の実務経験を有する者	
16) 技術士(第二次試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格した者)	技術士法の定めによるもの

C 次のいずれかに該当する者で、国土交通大臣が実施する講習又は国土交通大臣の登録を受けた講習(登録講習)を受講した者

登録講習の名称	登録講習の実施機関
解体工事施工技術講習	公益社団法人全国解体工事業団体連合会
学歴の該当	必要とする実務経験年数
17) 大学で土木工学等に関する学科を修めて卒業した者	卒業後、解体工事に関し1年以上の実務経験
18) 高等専門学校で土木工学等に関する学科を修めて卒業したもの	
19) 高等学校で土木工学等に関する学科を修めて卒業した者	卒業後、解体工事に関し3年以上の実務経験
20) 中等教育学校で土木工学等に関する学科を修めて卒業した者	
21) 上記以外	解体工事に関し7年以上の実務経験

D 国土交通大臣の登録を受けた試験（登録試験）に合格した者

登録試験の名称	登録講習の実施機関
2 2) 解体工事施工技士試験	公益社団法人全国解体工事業団体連合会

E 国土交通大臣が上記A～Dに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定した者

2. 登録申請について

(1) 申請について

○正本1部（提出用、原本）、副本1部（申請者控、原本のコピー）を作成

○申請受付場所

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県庁新行政棟8階 建設・技術課 建設業担当

※郵送による申請可。

※土木事務所では申請を受け付けておりませんので、ご注意ください。

○申請受付時間

8時30分～11時45分、13時～17時

(2) 登録申請手数料

新規の登録	登録の更新
33,000円	26,000円

注1) 佐賀県知事の登録等を申請する場合、佐賀県収入証紙での納入となります。

※証紙の売りさばき所については、下記のリンク先をご覧ください。

<http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00336790/index.html>

佐賀県庁ホーム > 分類から探す > くらし・子育て > 佐賀県証紙売りさばき所一覧

注2) 登録申請手数料は、登録申請の審査事務に要するものであり、登録を得られなかった場合や登録申請を取下げた場合であっても還付することはできませんのでご注意ください。

(3) 申請書及び添付書類

申請内容に応じて準備してください。ただし、下記添付書類の他にも資料の提出を求める場合がありますので、ご注意ください。

注1) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、住民票等は提出日時点で発行後3か月以内の原本を提出してください。

注2) 住民票等は、個人番号（マイナンバー）の記載が無いものを提出してください。

①【新規・更新共通】

(個人の場合)

申請書	添付書類
●解体工事業登録申請書 (別記様式第1号)	●事業主の住民票抄本 ※法定代理人がいる場合は、法定代理人の住民票抄本も添付する。 ●技術管理者の住民票抄本
●誓約書 (別記様式第2号)	
●登録申請者の調書 (別記様式第4号) ※法定代理人がいる場合は、法定代理人の分も作成する。	
●技術管理者の基準に適合する者であることを証する書類	●有資格者⇒合格証明書等の写し ●所定学科の卒業生⇒卒業証明書又は卒業証書の写し ●講習受講者⇒受講修了証の写し ●必要な実務経験を証明する実務経験証明書 (別記様式第3号)

(法人の場合)

申請書	添付書類
<ul style="list-style-type: none"> ●解体工事業登録申請書 (別記様式第1号) 	<ul style="list-style-type: none"> ●商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ●役員全員の住民票抄本 ●技術管理者の住民票抄本
<ul style="list-style-type: none"> ●誓約書(別記様式第2号) 	
<ul style="list-style-type: none"> ●登録申請者の調書 (別記様式第4号) ※当該法人を「本人」として、役員全員を「法人の役員」としてそれぞれ調書を作成 	
<ul style="list-style-type: none"> ●技術管理者の基準に適合する者であることを証する書類 	<ul style="list-style-type: none"> ●有資格者⇒合格証明書等の写し ●所定学科の卒業者⇒卒業証明書又は卒業証書の写し ●講習受講者⇒受講修了証の写し ●必要な実務経験を証明する実務経験証明書(別記様式第3号)

3. 登録後、必要に応じて行う手続等

(1) 登録事項の変更が生じた場合（法第25条）

解体工事業の登録事項に変更があった場合は、変更があった日から30日以内に、変更の内容を都道府県知事に届出なければなりません（法第25条第1項）。登録事項の変更の届出は、変更届出書とともに変更する事項に応じた添付書類を提出します。

注1) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、住民票等は提出日時点で発行後3か月以内の原本を提出してください。

注2) 住民票等は、個人番号（マイナンバー）の記載が無いものを提出してください。

注3) 提出は正本1部ですが、受付印を押印した副本を所望される場合、副本も合わせて届出をお願いします。その場合は、返信用封筒も添付していただきますようお願いいたします。

変更する登録事項	添付書類
商号・名称・氏名及び住所	<法人の場合> ●商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） <個人の場合> ●事業主の住民票抄本
営業所の名称及び所在地	●商業登記簿謄本（商業登記の変更を必要とする場合）
役員 （就任、辞任等を含む）	●商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ●誓約書（別記様式第2号） ●登録申請者の調書（別記様式第4号） ※新たに役員に就任した者のみ ●住民票抄本 ※新たに役員に就任した者のみ
法定代理人	●誓約書（別記様式第2号） ●住民票抄本 ※新たに法定代理人になった者のもの ●登録申請者の調書（別記様式第4号） ※新たに法定代理人になった者のもの
技術管理者	●住民票抄本 ※新たに技術管理者に選任したもの ●技術管理者の基準に適合する者であることを証する書類

(2) 廃業等をした場合（法第27条）

解体工事業の登録を受けたものが、次のいずれかの事項に該当する場合には、解体工事業の廃業の旨を、届出なければなりません（法第27条第1項）。

解体工事業の廃業の手続を行った場合、解体工事業の登録は効力を失うので、当然、解体工事業者は営業できなくなります。

廃業となる場合	その届出を行う者
1) 個人の解体工事業者が死亡した場合	解体工事業者の相続人
2) 法人の解体工事業者が合併して消滅した場合	消滅した解体工事業者を代表する役員
3) 法人の解体工事業者が破産により解散した場合	破産管財人
4) 法人の解体工事業者が合併・破産以外の理由により解散した場合	清算人
5) 登録を受けていた都道府県で解体工事業を廃止した場合	解体工事業者であった個人 解体工事業者であった法人を代表する役員

注) 解体工事業者が死亡した場合、相続人が解体工事業の営業を継続して行おうとするときは、相続人は新たに解体工事業者の登録を受けなければなりません。

4. 登録の取消し等

解体工事業者は、次のいずれかに該当すると、登録を受けている都道府県知事によって、その登録が取り消されるか、又は、6か月以内の期間で事業の一部あるいは全部の停止を命ぜられることとなります。(法第35条第1項)

1) 不正の手段により、解体工事業者の登録を受けた場合
2) 解体工事業の登録を取り消された法人にあつて、その処分のあつた日前30日以内にその法人の役員であつた者で、その処分のあつた日から2年を経過しない場合
3) 建設リサイクル法又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない場合
4) 解体工事業者が未成年の場合の法定代理人が、法第24条第1項の第2号又は第4号から第9号までのいずれかに該当することとなつた場合 ※「1. 登録のための要件—(1) 登録が拒否される事由(法第24条第1項)の1～5、9のいずれかに該当することとなつた場合
5) 解体工事業の法人の役員が、法第24条第1項の第2号又は第4号から第9号までのいずれかに該当することとなつた場合 ※「1. 登録のための要件—(1) 登録が拒否される事由(法第24条第1項)の1～5、9のいずれかに該当することとなつた場合
6) 技術管理者(法第31条に規定する者)を選任していない者
7) 登録事項の変更を届出なかつた場合、または虚偽の届出を行つた場合

5. 罰則等

解体工事の登録に関し、建設リサイクル法に違反した場合、次の罰則が科されます。
(法第48条、第50条、第51条、第53条)

罰則を受ける場合	罰則
1) 登録を受けずに解体工事業を営業した場合	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
2) 不正の手段によって解体工事業の登録を受けた場合	
3) 不正の手段によって解体工事業の登録を更新した場合	
4) 事業の停止命令に違反して解体工事業を営業した場合	
5) 登録事項の変更の届出をしなかった場合	30万円以下の罰金
6) 登録事項の変更の際、虚偽の届出をした場合	
7) 取消し等で、解体工事業の登録の効力を失ったとき、施工中の解体工事の発注者(注文者)に、その旨を通知しなかった場合	20万円以下の罰金
8) 技術管理者を選任しなかった場合	
9) 解体工事業の廃業の届出をしなかった場合	10万円以下の過料
10) 標識を提示しなかった場合	
11) 帳簿の不備、記入漏れ、虚偽の記載、または保存しなかった場合	

上記の1～8に該当する行為は、その行為を行った者が罰せられるほか、行為者を使用した解体工事業者自身も相当する罰金刑が科せられます。(法第52条)

また、罰金以上の刑を受けた場合、解体工事業者の登録を取り消されることとなります(法第35条第1項)。